

## 特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

寺崎昌男  
松かほる

## はじめに

東京大学における教育学の教育は、明治二十年(1887)にはじまつた。その講義を担当したドイツ人教師が、エミール・ハウスクネヒト(Emil Hausknecht, 1853-1927)である。直訳すれば「家機」ということになる風変わりな名前のこのドイツ人教師については、これまで教育学の世界では比較的よく知られてきた。

それとくらのも、第一に、彼が東京大学(当時帝国大学)で教育学を講じたこと、のちの東京帝国大学文学部教育学科、すなわち今日の東京大学教育学部の、いわば発祥点となつてゐるからである。第二には、彼の講じた教授理論——ヘルバート派教授理論——が、その後明治中期から後期にかけての、日本の教育学界および教育現場の動向を強く規定したからである。

つまり、言葉を換へれば、ハウスクネヒトは、日本の大学における教育学教師の草分けであつたと同時に、彼の携えてきた教授理論の影響力の大きさのゆえに、日本の近代教育学史・教育史の上で、きわめて重要な位置を占めるとみ

られる人物であった。

こうした人物であるから、これまで、幾人かの教育学者が、ハウスクネヒトのことについて語つてきた。<sup>\*</sup>また、彼が帝国大学に着任したのは、明治二十年一月であり、その翌々年の明治二十二年二月から、帝国大学文科大学に「特約生教育学科」という特別の課程がおかれて、翌二十三年には、十二名の「特約生」が、その課程を卒えていた。そしてこの課程は、この時をもって廃止され、以後類似の課程はおかれなかつた。これらのことから、概要、これまでの教育史研究で明らかになつてゐる。

しかし、これまで、ハウスクネヒトの来日そのものにつけて、本格的な史料調査が行われなかつたために、多くの判然としない点が残されてきた。

(一) ハウスクネヒトなる人物が、帝国大学招雇教師として来日するようになつた経過は、具体的にどういふものだつたか。日本側(帝国大学および政府)にあつて、人物選定等にあつたのは、誰だつたか。

(二) 帝国大学は、彼を雇入れるについて、どのような条件をつけたか。彼が意見書を出したことで帝大に先述の特約生教育学科が設けられた、といふこれまでの記述は、正しいとすれば、その意見はどのようなものだ

つたか。又、実際に設けられた「特約生教育学科」という特異な名称のコースは、いったいどんなものだったのか。それは、なぜ帝国大学に開設されたのか。

(3) ハウスクネヒトは、滞日中、帝国大学当局とどのような交渉をもつたか。大学に関連した彼の活動は、具体的にどのようなものだったのか。

たとえば、右のような諸点が、はつきりしていかなかった。

もちろん、こうした疑問は、さし当っては日本教育史・教育史学史の上で解明されるべき問題である。しかし同時に、彼の活動が、発足直後の帝国大学文科大学の中の特約生教育学科を舞台に行われたものであったことから、右のような点を解明することは、明治期の東京大学史の一側面を明かにすることにつらなるものといえるのである。

私たち両名は、昭和五十二年からハウスクネヒトの人物研究に着手した。それは明治期の教育学史研究の一環となることを目ざして始めた研究調査ではあったが、結果的には、東京大学そのものの歴史と重要な関係をもつものであることが判った。

以下に紹介するのは、このハウスクネヒトと帝国大学との関係、および文科大学の特約生教育学科の制度ならびにそこで行われた教授活動に関する一連の史料である。その史料の基本をなすのは、本学に所蔵されている文書であるが、しかし雇入れの経緯については、外務省外交史料館所蔵文書に最もくわしく、また、特約生教育学科の規則等については国立公文書館所蔵の公文類聚その他文書、および東京都公文書館にも関係史料がある。さらに、ハウスクネヒト自身の滞日中の足跡をたどってみると、滞日中の最後の年の夏、すなわち明治二十二年六月に、防長教育会の委嘱をうけて、山口高等中学校の教育状況を観察するため、彼地を訪れている。現山口大学経済学部および県立図書館には、このことに関連した史料が存在する。

このほか、『教育時論』『教育報知』『大日本教育会雑誌』等の教育雑誌や『学士会月報』『東京学士会院雑誌』等にも、ハウスクネヒト・特約生教育学科に関する講演筆記や報道記事の類がかなり掲載されている。

## 特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

右のうち、今回は、東京大学・外務省・国立公文書館・都公文書館等の所蔵史料を中心紹介したい。山口関係の文書や教育雑誌等の文書は、明治期中等教育史、教授理論史等にかんするものが多く、むしろ他の場所で紹介検討する方がふさわしいと判断されるからである。

以下関連史料を複刻紹介する。その際、(一)仮名づかいは原文に即し、(二)固有名詞を除いて、新字体のある漢字は新字体に改め、(三)「、キ、モ、タは、それぞれ事、トキ、トモ、より、に改めた。

\* 主なものとして谷本富『最新教育学大全』(大正十一年)、吉田熊次『本邦教育史概説』(大正十一年)、稻垣忠彦『明治教授理論史研究』(昭和四十一年)等がある。

### 略年譜

一八五三年

五・一三

ベルリン大学修了。のちベルリンのフォルク・ラエル・ギムナジウム教諭。

一八七九年

一八八六年(明治十九年)

一〇・一  
一・一〇  
二・二八

ベルリン大学修了。のちベルリンのフォルク・ラエル・ギムナジウム教諭。  
ドイツ特命全権公使品川彌二郎を通じ、帝国大学雇教師の契約に調印。

一八八七年(明治二十一年)

一・九

横浜到着。

一・一〇

帝国大学の独逸語学及教育学教師として着任。

二・二八

高等師範学校等を視察。

三・二四

帝国大学当局にドイツ開戦の折は旅費を支給してほしいと申し出る。

四・一〇

大日本教育会で中等教員養成に關して講演。

六・二

文部省より辞令(京都大阪二府及兵庫滋賀二県下

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

八四

学年巡視ニ命ス)。

六・一五 東京出発、関西方面巡視。

六・三〇 大阪高等女学校、大阪博物館視察。

七・一 大阪尋常師範学校、神戸尋常中学校視察。

七・一五 神戸商業学校十年祭で演説。

九・一五 東京府教育講会で講演(「教育上ノ一二考案ヲ述バ、

併セテ日本ノ中学校ノ歴史教授法ヲ論ズ」)。

一八八八(明治二二)年

一・二四 自宅で教育学を講義。

一八八九(明治二三)年

四・八 (特約生教育学科開講)。

六・一六 日本各地へ旅行に出発(6月16日—9月10日予定)。

六・一七 神戸滞在。

六・一二 山口到着、山口高等学校訪問(滞在四日間)。

一二・八 東京学士会院で日本の中学教育について講演。

一八九〇(明治二三)年

一・一〇 帝国大学と契約延長(6月末まで)。

七・四 役団。

(ギールのオーベル・レアル・シューレ校長。  
ケーニヒスブルク大学英文学教授。  
エジプト、アメリカに赴く。)

一九〇七年頃

スイスのローザンヌ大学で英語学・英文学講義。

一九一三年頃

ベルリン市外に在住(湯原元一と会う)。

一九一七年

一二・一九 ロンドンで死去。

(本年譜は、「大日本教育会雑誌」「教育時論」等の  
当時の雑誌記事、および東京大学に残されている資

料等にもとづいてとりあえず作成したものである。

帰國後の履歴には未確認の点が多い)

### 一、雇入れの経緯

[1] ドイツ語学・教育学教師および史学教師各一名雇入れの件

帝国大学総長・文部大臣

明治十九年三月十八日

帝国大学総長

書記官

会計主任

文部大臣

文科大学長

総務局長  
学務局長

会計局長

文科大学独逸語学及教育学教師名并史学教師名入用ニ付独逸國ヨリ招徠致  
度尤期限之義本年八月ヨリ向三ヶ年間給料ハ独逸語学及教育学教師ハ一ヶ月銀  
貨貿百五拾円以上三百円以下史学教師ハ一ヶ月銀貨三百七拾円ヲ交付シ且來歸  
航旅費各銀貨六百五拾円宛支給致度仍而此段仰裁可候也  
但本文給料及旅費之義者本學經費中ヨリ支弁可致候事

(『外國教師關係』 明治十九年)

[2] 同前・請議案 文部大臣より内閣總理大臣あて

文科大学ニ於テ独逸語学及教育学教師一名給料一ヶ月銀貨貿百五拾円以上三百

門以下史学教師一名同三百七拾円ヲ以テ本年八月ヨリ向ニヶ年間独逸国ヨリ傭入度且来帰航旅費各銀貨六百五拾円宛給与スル見込

右請閱議候也

但本文給料及旅費トモ帝国大学経費中ヨリ支弁可致候

明治十九年四月七日

文部大臣森有禮

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

(『外国教師關係』 明治十九年)

請議ノ趣認許ス(朱字)

明治十九年四月十一日(朱字)

(『公文類聚』 明治十九年) 国立公文書館所藏

[3] 履入條約書案(控)

帝国大学總長より文部省あて

書記官

帝国大学總長

文科大學長

文科大学史学教師并ニ独逸語學及教育學教師独逸國ヨリ招雇之義過般決裁相成

候ニ付而者別紙條約書案英和文各式通及右教師式名人撰ニ付資格調書差出候条

定例ニ拠リ外務大臣へ御照会相成候致度此段及御照会候也

年月日 総長

文部省學務局長宛

追テ來航旅費一人ニ付銀六百五拾円ツヽ交付可致此段添申候也

総長 渡邊洪基

書記官

文科大学史学教師ハ近世歐米史殊ニ政治工業貿易及社會組織ノ變遷等ニ通曉

シ教授法ニ熟達シ史学攻究ノ道ニ精シク将来本邦史学ノ基礎ヲ組成スルニ適

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

[4] ドイツ語學・教育學教師雇入れに関する品川特命全權公使あて

書簡(控) 渡邊洪基

拝啓春暖之時節ニ候處弥御清勝奉賀候然者文科大学史学教師一名及独逸語學兼  
教育學教師一名招雇致度候付テハ今回外務大臣ヨリ貴官へ御訓令可相成儀ニ候  
間右教師人撰等之儀乍御手數御斡旋被下度独逸語學兼教育學教師之資格ニ關シ  
外山教授ヨリテヒヨー氏へ協議致候別紙書翰寫之通同氏ヨリ答示有之御参考  
マデ差進いたし候間御都合次第人撰ニ付プランデンブルグ州教育局へ御依頼之  
儀宜敷御取計奉願候此段得貴意度早々拝言

品川特命全權公使閣下殿

(『外國教師關係』 明治十九年)

帝國大學總長より文部大臣あて

明治十九年六月十八日

総長 渡邊洪基

書記官

文科大学史学教師ハ近世歐米史殊ニ政治工業貿易及社會組織ノ變遷等ニ通曉

シ教授法ニ熟達シ史学攻究ノ道ニ精シク将来本邦史学ノ基礎ヲ組成スルニ適

逸國ヨリ招傭之儀裁可相成候處右之内独逸語学及教育學教師之義ハ都合有之候

間至急電報ニテ雇入方見合候様在獨公使館江御通達相成候様御取計有之度又右

教師之代トシテ更ニ大學ヲ卒業シタル人ニシテ独逸語学及独逸文學教育學ヲ英

語ニテ教授スルニ適スルモノ壹名三ヶ年間雇入ノ期限ヲ以テ一ヶ月銀貨三百七

拾円來帰航旅費各銀貨六百五拾円ツゝ支給之約ニ而御雇入相成候様致度此段併

テ稟請候也

明治十九年六月十八日

帝國大學總長渡邊洪基

文部大臣

森有禮殿

追伸右教師雇入條約書案ハ去ル四月廿一日學務局長江回付致候史學教師ト同文

ニ有之候條此旨為念附陳候也

『外國教師關係』 明治十九年

[6] 雇入資格条件に關する半公信案（控）

帝國大學總長より品川特命全權公使あて

總長

書記官

半公信案 券紙ニ認ム

愈御清勝奉賀候陳者去四月中帝國大學ニ於テ史學教師独逸語學教育學教師理財

學教師合計三名招雇之儀ニ付外務大臣ヨリ貴官へ訓令相成候處其後都合有之右

獨逸語學教育學教師之義ハ雇入方相見合更ニ獨逸國大學ヲ卒業シタル人ニシテ

獨逸語及獨逸文學教育學ヲ英語ニテ教授スルニ適スル者三ヶ年ノ期限ヲ以テ一

ヶ月銀貨三百七拾円ノ給料及來帰航旅費各銀貨六百五十円ツゝ支給ノ約ニテ雇

入度旨去六月下旬電報ヲ以テ外務大臣ヨリ貴官へ訓令相成且又本月上旬獨逸國

大學ヲ卒業シタル人ニシテ哲学ヲ英語ニテ教授スルニ適スル者一名史學教師同

樣之約ニテ招雇致度旨同大臣ヨリ訓令相成候ニ付委細御承知之事ト存候右教師

四名トモ雇入條約ハ同様ニシテ過般差出候史學教師條約案之通ニ有之候間乍御

手數至急夫々御配慮ヲ蒙リ度此段得貴意候也

年月日

品川特命全權公使殿

閣下

『外國教師關係』 明治十九年

[7] 教師三名雇入れに關する督促狀（控）

帝國大學總長より品川特命全權公使あて

明治十九年八月十六日

總長

書記

書記官

教師傭入之義ニ付品川公使江依頼狀案

愈御清延御駐在欣幸之至陳者兼而傭入方御依頼致置候教師三名之義八月中來着之運ニ至リ兼候段電報ヲ以テ文部省へ御申越有之候處右教師及其後傭入之義及

御倚頼候哲學教師共次學年より授業為受持度義ニ付寒ニ差支居候間何卒適當之人物御選択一日モ早ク來着候様御尽力被下度此段特ニ御倚頼申進候也

明治十九年八月十八日

帝國大學總長渡邊洪基

在獨逸國特命全權公使子爵品川彌二郎殿

『外國教師關係』 明治十九年

[8] エッゲルトおよびハウスクネヒト選任に關する申進書

品川特命全權公使より井上外務大臣あて

我帝國大學ニ於テ史學教師、教育學教師、理財學教師并ニ哲學教師傭入之儀ニ付御訓令之趣致承知候即チ當國文部「プロビンチャル、シユール、コルレギュ

「一ム」江崎頼シ適當之人物搜索推選ヲ托シ且濱尾文部書記官モ幸ヒ當國帶在中  
ニ付同書記官ニ於テモ種々尽力有之候末理財學教師 Eggert 氏并ニ教育學独逸  
語學教師 Hausknecht 氏ヲ得申候右理財學教師ハ濱尾書記官之尽力ニ依リ當國  
大學「プロフェソノル」某氏ノ推選ニ係リ最モ適當之人物ニ有之候又教育學独  
逸語學教師ハ「プロビンチャヤル、シュール、コルレギューム」ニ於テ選挙致吳  
候人物ニ御座候依而兼而我帝國大學總長ヨリ回付有之候傭入條約案ニ依リ別紙  
之通右兩氏ト條約訂結いたし候

右教育學教師ハ不日當境出發いたし來年一月中旬頃迄ニハ本邦江到着之筈ニ有  
之候尤理財學教師ハ從來當國經濟學協會役員ノ地位相占メ居候ニ付俄然其關係  
ヲ相離レ候儀難相叶殊ニ妻子モ有之候間急速出發之都合ニ難成候但シ遲クとも  
本年末中ニハ當境出發可致サニ御座候全体我大學總長ヨリ卓越之趣ニテハ右等  
教師ハ來年歲首ノ學期ヨリ教授ニ從事セシメ候都合ニ相成度所望ニ有之候処前  
顕之事項ニ付無抛出發遷候次第二御座候

拟文史學教師及哲學教師之義モ同時ニ當文部省江致依頼有之候へ共未タ適當之  
人物ヲ見出シ不申候尤史學教師ニハ考名選挙致吳先頃通知有之候ニ付拙官一応  
面晤致候處條約之ヶ条ニ就キ彼是申出候廉モ有之且人物モ如何哉ト存候ニ付可  
相成ハ他ニ適當之人物ヲ見出シ度思考致居申候猶其内當文部省ヨリモ可然人物  
推選致吳候事ト存候

右得貴意候帝國大學總長江別紙條約書式通御回送相成且本文之事項一応御通知  
置被下度候拝具

明治十九年十月廿八日

特命全權公使子品川彌一郎

外務大臣伯井上馨殿

尚々理財學教師「エゲル氏并ニ教育學教師ハウスクネヒト氏」之出發之際種々  
支度ノ為ニ費用ヲ要シ候趣ニ而教育學教師の方ハ別段支度料支給之義請求申出  
候ヘ共濱尾文部書記官ノ説話ニ拠レバ我帝國大學ニ於テハ今後教師傭入之際支

特約生教育學科トドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

度料支給之義ハ一切取止候旨意ニ有之候との事ニ付右支給之義ハ拒絕いたし候  
(史學教師ハ支度料若シ支給無之候ハ、我招聘ニ難應旨申居候) 尤月俸前借之  
事者往々先例も有之候ニ付右兩氏トモ月俸式簡月分ニ当ル金額前借為致候事ニ  
取計置候右返納之義ハ理財學教師ハ毎月百円ツヽ教育學教師ハ毎月七十円ツヽ  
月俸御交付之都度返納可致様契約可致都合ニ御座候尚右等会計ニ関シ候件ハ別  
二会計信ヲ以テ委曲可申進候也

『在外帝國公館經由外國人官傭雜件  
第一卷』外交史料館所藏)

## 〔9〕ハウスクネヒト到着に関する届書案

帝國大學總長より文部大臣あて

明治二十年一月十一日

書記

総長  
書記官

文科大學教師ハウスクネヒト來着之義届案  
獨逸國ヨリ招雇之文科大學教育學獨逸語學教師ドクトル エミル ハウスクネ  
ヒト儀一昨九日横浜江到着候條此段不取敢及御届候也

明治廿年一月十一日

帝國大學總長渡邊洪基

文部大臣森有禮殿

〔外國教師關係〕明治二十年

### 〔解題〕

ドイツからの教師雇入れに関する文書〔1〕は帝國大學令公布のわづか十八  
日後の時点のものである。文書の最初にある職名の下には印または署名が記さ  
れている。それらは、この時点で帝國大學と文部省との間に雇入れ合議が成立

したことを見せてくる。そのことはまた、後にハウスクネヒトとリース (Ludwig Riess, 1861—1928) とすることになってゆく「独逸語学及教育学」教師と「史学」教師との招聘が、帝国大学発足後の外国人教師招聘計画最初のケースであったことをも示している。二者とも雇入れ期間は十九年八月から向こう三周年とあるものであるが、「独逸語学及教育学」教師の給与は「史学」教師のそれより約百円低いものであった。

〔2〕は、雇入れ案が閣議決定を経たことを示してくる。後半の「請議ノ趣認許ス」という書入れば、朱字で書き添えられている。同様の文書は、前後して雇入れられた「理財学」教師（五月三日認許）や、「哲学」教師（七月九日認許）においてもみられる。

〔3〕は、帝国大学総長から文部省学務局長へ雇入れ資格調書を添えて外務大臣へ照会を依頼した文書の写しである。日付は不明であるが、四月下旬か五月初旬と推定できる。〔3〕を受けて、五月十三日付で文部大臣から外務大臣に雇入れ交渉の訓令を在ドイツ公使へ発してほしいとの要請がなされている。

なおこれには、「史学」と「教育学」教師の資格の他、法科大学の「理財学及統計学」教師の雇入れの件も加えられている。さらに、五月十九日には外務大臣井上馨からドイツ特命全権公使品川彌二郎へ訓令が下った。同日、外務大臣から文部大臣へその報告がなされている。

これより先、文部省は、外国人教師の雇用のルールに関して外務省と一つの商議を逐げていた。すなわち、文部省直轄学校で外人教師を雇入れる際、それまでは、文部省が直接在外公館に依頼してその紹介で雇入れるという方式をとっていたのを改め、必ず外務大臣の訓令を通じて契約書案を在外公使に送付し、事を運ぶ、という方式である（外交史料館『在外帝国公館經由外国人官傭雑件』）。

ハウスクネヒトの雇入れは、この方式による公式ルート（帝国大学→文部省→外務省→在外公使）を通じて進展していく。こうした公式ルートに添つた活動と平行して、帝国大学総長渡邊洪基から直接品川彌二郎に對して働きかけが幾度かあった〔4・6・7〕。

〔4〕はその初回のもので、「春暖之時節」とあるが、外務大臣から品川彌二郎への訓令後、すなわち五月十九日以後出されたものである。伊藤博文がドイツ、オーストリーへ憲法取調べに行つた機縁から日本の諸制度形成のため雇い入れた行政官の一人、文部省・内閣顧問テヒョー (Hermann Techow) と、文科大学長（教授）外山正一が「独逸語学及教育学」教師の資格を相談し、指示を仰いでいるのである。その結果、ブランデンブルグの教育局に人選を依頼することを示唆している。

〔5〕は「独逸語学及教育学」教師の資格と条件の変更を示すものである。外務省からドイツへの訓令が発せられた一ヵ月後のことである。変更点は、①師範学校から大学卒になり、②教授科目に「独逸文学」が加えられ、③給与が約百円増額されて「史学」や「理財学」教師と同額の三百七拾円に引きあげられたことである。この変更については再び公式ルートで直ちに品川にて伝えられた。

〔6〕は総長から品川彌二郎にあてた七月月中旬以降の書簡の写しである。〔5〕の資格変更に触れており、それに加えて「哲学」教師の雇入れも依頼している。

帝国大学は、その発足初年度（明治十九年—二十年）から計四名のドイツ人教師の雇入れを計画していくのである。その内の三名は文科大学の教師であった。

ところで〔7〕は二週間後に新学期が迫っているにもかかわらず人選が進行せず、困惑した帝国大学当局が、品川彌二郎宛てた書簡の写しである。〔4・6〕に比べて、強い調子でしかも端的な文章の依頼状である。前二通では、宛名は「品川特命全権公使閣下殿」であったが、それが〔7〕では正式職名になつていて、帝国大学の困窮ぶりがうかがえる。

帝国大学では当初から、八月来着を予定し、九月の新学期から授業を担当させる計画であった〔1・2・7〕

〔8〕はドイツ全権公使から外務大臣への雇入れ経過と条約締結の報告書簡である。「独逸語学及教育学」教師ハウスクネヒトと、「理財学」教師エッゲル

トとの条約締結を知らせてゐる。帝国大学での最初の計画段階から、実に半年後のことである。〔8〕によつて、ドイツでの雇入れ方法が明らかにされているのであるが、まずドイツの文部省に依頼し、そこで推薦された人物と面談・交渉を経て決定されていったのである。そして、文部省専門学務局長濱尾新が雇入れ工作に大きな力を貸してゐる。なおこの段階ではまだ「史学」教師リース、「哲学」教師ブッセの名を見るることはできない。

〔9〕はハウスクネヒトの来着を文部省に報告した文書の写しである。明治二十年一月九日、彼はブッセ（Ludwig Busse, 1862~1907）と共に来日した（リースは二月三日、エッゲルト（Udo Eggert, 1840~1893）は三月五日）。このことは『官報』や『教育時論』、『教育報知』等の当時の教育ジャーナリズムでも報道された。

## 二、特約生教育学科の開設と生徒募集

### 〔10〕 帝国大学特約生要項（文部大臣達）

帝国大学あて

帝 国 大 学

今般中学校等ノ教員ヲ補充セシメンカ為メニ当分其学ニ特約生ヲ置キ文科大學ニ於テ特ニ教育学科ヲ講習セシムヘシ其規程要項別紙ノ通之ヲ定ム  
但本文特約生ニ給与スル手当金額ハ当省ヨリ支弁ス

明治廿二年一月十四日

文部大臣子爵森有禮

帝国大学特約生要項

第一 左ノ一款以上ニ該当シテ第九項ノ義務ヲ承認シ其誓約ヲナシタルモノハ

帝国大学特約生トナシ文科大学ノ教育学科ヲ脩ムルコトヲ得シム

第一款 各分科大学卒業生

第二款 各分科大学ノ撰科ヲ修メタルモノニシテ文科大学ノ教育学科ヲ修

ムルニ足ルヘキ認定ヲ得タルモノ

第三款 番常師範学校尋常中学校ノ教員若クハ其他ノ者ニシテ更ニ検定ヲ

特約生教育学科トドイツ人教師ミール・ハウスクネヒト

経テ相当ノ学力アリト認メラレタルモノ

第二 文部省直轄学校ノ教員ニシテ前項ノ一款以上ニ該当シ第九項ノ義務ヲ承認シ其誓約ヲナシタルモノハ在職ノ儘特約生トナシ文科大学ノ教育学科ヲ修ムルコトヲ得シム

但本文ノ場合ニ於テハ該学校長ノ許可ヲ經テ出願スヘシ

第三 文科大学教育学科ノ脩業年限ハ一年半トス

第四 帝国大学特約生ノ定員ハ二十名以内トス

第五 帝国大学特約生ハ毎月金三拾円以内ノ手当ヲ給与ス

第六 帝国大学特約生ハ授業料ヲ納ムルヲ要セス

第七 帝国大学特約生ハ実地ニ授業法ヲ練習セシムル為メ中学校ニ就キ生徒ヲ教授セシムヘシ

但本文ノ練習ハ第三項ノ修業年限内ニ於テ之ヲ為スモノトス

第八 帝国大学特約生ハ文科大学ノ教育学科ヲ脩ムルノ外各分科大学ニ就キ某科ヲ研究スルヲ許スコトアルヘン

第九 帝国大学特約生トナリテ文科大学ノ教育学科ヲ卒業シタルモノハ卒業證書受得ノ日ヨリ其脩業中給与シタル手当金ノ多寡ニ応<sup>一拾五円以下ノ者ハ四ヶ月間</sup><sup>二拾五円以下ノ者ハ八ヶ月間</sup><sup>三拾円以下ノ者ハ八ヶ月間</sup>教職ニ從事スルノ義務ヲ有シ其半數ニ当ル期限間ハ文部省指定ノ場所ニ奉職スヘキモノトス

第十 右ノ外帝国大学特約生ニ係ル事項ハ一般学生ノ例ニ依ル

附 言

前文科大学ノ教育学科トハ從來ノ文科大学哲学科ノ教育学ヲ更ニ拡張シテ之ニ名クルモノトス

〔文部省達〕 明治二十年~明治二十三年

〔11〕 特約生給費額・ハウスクネヒト俸給・実地授業に関する  
専門学務局長通牒 帝国大学総長あて

当分貴学ニ特約生ヲ置キ云々本日訓令相成候ニ付テハ自今文部省貲費志願ノ者ハ右特約生ニ御編入相成且右特約生二十名ノ給費額ハ各一ヶ月十五円已上三十円已下ノ平均額ヲ以テ見積リ當省ヨリ支弁可相成授業ハハウスケヒト氏ヲシテ之ヲ専担セシメラレ候ハ、同氏兼担ノ独逸語ノ授業ハ他人ニ嘱托セシメラルヘキ見込ヲ以テ年額凡金壱千円已内ヲ以テ取調御申出相成可然トノ儀ニ有之候條前頭御了知ノ上先一期間即チ一年半実施ノ見込ヲ以テ夫々御処弁相成度將又別紙第七項寒地授業法練習之儀ハ東京府尋常中学校ニ就キ施行セラレ可然右ハ略内議済ノ上本日該府へ照会書差出候ニ付回答有之次第可及御通知候間尚右施行方等詳細之儀ハ貴學ヨリ直ニ該府へ打合相成度候此段及御通牒候也

明治廿二年一月十四日

文部省専門學務局長濱尾新

帝国大学總長渡邊洪基殿

〔文部省住復〕 明治二十二年

## 〔12〕 特約生教育学科規則

特約生教育学科規則

第一 特約生教育学科ハ高等尋常兩中學校教諭タルヘキモノヲ養成スルタメ設立スルモノニシテ已ニ諸科学ノ學修ヲアリシモノヲシテ尙尙教育学及教授方

ヲ研修セシムルモノトス

第二 特約生教育学科ハ帝国大学文科大学中ニ設立シ特約生ハ同大學ノ管轄ニ屬ス

第三 文學士理學士又ハ文科大學理科大學ニ於テ二科目以上ノ撰科ヲ完了セルモノニシテ特約生教育学科修業ヲ願フモノハ試験ヲ用井ス入学ヲ許スヘシ

第四 文部省學力検定試験ニ及第シタル尋常師範學校教員及尋常中學校教員ニシテ特約生志願ノ者ハ第六項ニ掲クル英語ノ入学試験ヲ施スヘシ

第五 第三項第四項ニ掲クルモノニ非スシテ特約生志願ノモノハ第六項ノ英語

入学試験ヲ施シ且左記ノ十三科目中二科目ノ試験ヲ施スヘシ

一 倫理學 二 和文學 三 漢文學 四 地理學 五 史學

六 數學 七 物理學 八 化學 九 生理學 十 動物學

十一 植物學 十二 金石學及地質學 十三 画學

第六 第四項及第五項ニ該當スル志願者ノ英語ノ學力ハ左ニ掲クル三書中何レノ章句モ之ヲ理解解釈翻訳及注解スルノ力アルヲ要ス

一 ジエボン氏著論理學(サイエンス、プライマル)

二 ペーンタル氏教育史

三 ベイン氏「エジュケーション、アス、エ、サイエンス」

右ノ外英語ノ談話ヲ解シ且自ラ英語ヲ以テ談話シ得ルヲ要ス

第七 第五項ニ該當スル志願者ノ試験ヲ要スル二學科ハ高等師範學校ノ學科ヲ修了シタルモノト同一ノ學力アルヲ要ス

第八 特約生ハ修學中教育學科講授ノ外二科目ヲ撰修セシムルモノトス即チ第三項ニ該當スル者ハ大學課程トシテ學修シタル學科中二科目ヲ撰択セシム

第四項第五項ニ該當スル者ハ第五項ニ掲クル十三科目中二科目ヲ撰択セシム又

第五項ニ掲クル十三科目ノ外撰修科トシテ英語若シクハ獨逸語ヲ撰ムコトヲ得

第九 第四項及第五項ニ該當スル志願者ニシテ一科目ノ一トシテ英語ヲ撰ムモノハ第六項ノ學力ヲ要スルノ外高等中学本科一部ノ學科(法科文科ヲ專修ス

ルモノ)卒業者ト同一ノ學力ヲ有シ且英語ノ談話自在ナルヲ要ス

第十 第四項及第五項ニ該當スル志願者ニシテ一科目中一トシテ獨逸語ヲ撰ムモノハ高等中学本科一部ノ學科(前項ニ同シ)卒業者ト同一ノ學力ヲ有シ且獨逸語話ノ談話自在ナルヲ要ス

第六項ニ掲クル英語ニ要スル學力ハ獨逸語ヲ撰ムモノニ於テモ亦之ヲ要ス

第十一 特約生ノ課業ハ教育學講義教育學演習<sup>レギュラーブラッブ</sup>修<sup>ブバーナン</sup>科及體操術トシ又

終期ニ於テ某學校ニ就キ授業方ヲ寒修スルモノトス

第十二 特約生ハ修業ノ終ニ於テ最終試験ヲ施ス其試験ノ方法左ノ如シ

一 教育学科試験

二 摂修学科試験

文学士理学士及文科大学理科大学ニ於テ二科目以上ノ撰科ヲ完了セル者ニ非

ラサル特約生ハ右ノ外左ノ一科ヲ加フ

三 英語試験

第十三 教育学科最終試験ハ学科講義及演習ニ於テ授ケタル各学科全体ノ試験ヲ施スヘシ

第十四 摂修学科二科目ノ最終試験ハ該撰修科ニ就キ更ニ深ク研究セシヤ否ヲ

点検スルニ在リ

一 文学士理学士及文科大学及理科大学ニ於テ二科目以上ノ撰科ヲ完了セシモノニシテ特約生タルモノハ撰修学科二科目ニ就キ曾テ講授セラレタル

講義ヲ完ク復習シタルノミナラス更ニ其三年間ノ学業ヲ教育学理ノ点ヨリ研究シタルノ成績ヲ表スルヲ要ス

二 高等師範学校卒業生ニシテ特約生タルモノハ撰修二科目ニ就キ之レヲ復習シタルノミナラス又其学科授業ノ方法ヲ研究シタル成績ヲ表スルヲ要ス

三 第五項ニ該当スル特約生ハ特約生学科ニ入学ノトキ撰択シタル学科ヲ在学中研修シ且其学科授業ノ方法ヲ研究シタル成績ヲ表スルヲ要ス

第十五 第十二項第三款ノ英語試験ハ英語及作文ノ二課稍熟練シタルノ成績ヲ表スルヲ要ス

右往々説明ヲ求ムルモノ有之ニ付キ広告ス

第十六 特約生ハ大学生ト同ク図書館規則ニ依リ大学図書館ノ図書ヲ閲覧ス

ルコトヲ得

第十七 特約生ハ学科上ノ妨碍トナラサルトキハ大学中他学科ノ講義ヲ聽聞スルコトヲ得

第十八 第十二項第十三項第十四項ニ掲タル最終試験ヲ了シタル特約生ニハ其

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

修業学科即チ教育学授業方及撰修二科目試験ノ成績ニ依リ証書ヲ授クヘシ

但第四項第五項ニ該当スルモノニハ英語ノ成績ニ就キ別ニ証明書ヲ与フヘシ

第十九 特約生学科ハ二十一年四月八日ヲ以テ始メ二十三年七月月中旬ヲ以テ終ル

但志願者中不得止事故ノタメ四月ニ於テ入学スル能ハサルモノハ願ニ依リ九月九日ニ於テ特ニ入学ヲ許スヘシト雖此輩ハ入学ノ節更ニ余分ノ試験ヲ行フヘシ即チ四五六月中講授ノ業ヲ予メ在学者ノ筆記ニ就キ学修セシメ九月入学ノ時ニ於テ之レカ試験ヲ施スヘシ

第二十 入学試験ハ来ル三月二十五日ヨリ施行ス入学志願者ハ三月二十日迄ニ文科大学へ出願スルヲ得

〔官報〕第一六八二号 明治二十二年二月九日

〔13〕 特約生入学選抜に関する説明 文科大学

○帝国大学特約生学科規則中説明

官報第千六百八十二号（二月九日）ニ掲載ノ帝国大学特約生教育学科規則中第四項文部省学力検定試験ニ及第シタル者トハ第五項ニ掲タル十三科目中二科目以上該試験ニ及第シタル者ヲ云フ又第八項ノ撰修二科目ハ入学ノトキ試験科目トシテ撰修シタルモノヲ更ニ在学中研修セシムルノ意ナリ故ニ英語ヲ試験科目ノ一二撰ムモノハ第九項ノ学力ヲ要ス

明治二十二年三月  
〔官報〕第一七〇三号 明治二十二年三月七日

文科大学

〔14〕 特約生募集告示 文科大学  
○特約生召募

今回中学校等ノ教員ヲ補充セんカタメ特約生ヲ設ケ教育学科ヲ講習セシメ候條  
志願ノ者ハ官報第千六百八十二号ニ掲載ノ特約生要項及規則熟覽ノ上本学へ出  
願スヘシ

明治二十二年一月

文科大学

(官報) 第一六八四号 明治二十二年一月十三日)

### 【解題】

東京学士会院や、教育会等での数回の講演を除けば、ハウスクネヒトの三年半の滞在期間中の活動は帝国大学での教育に終始していたといつてよい。彼は大学との契約通り、ドイツ語、ドイツ文学、教育学を講じた〔21・22〕。とりわけ滞在後半期の特約生教育学科の指導はその最も大きな業績の一つであった。

従来、特約生教育学科制度はハウスクネヒトの建議によって創設されたと言わってきた。特約生教育学科は「大学における中等教員養成」という形式そのものにおいても、また、教職にかかる専門科目を教育内容に組み入れてある点においても、当時のドイツの大学にみられる「教育学ゼミナール」に類似している。そうしたことからみても、充分右の推測は成り立つ。だが、今回は、ハウスクネヒトが提出したとされる建議書を発見することはできなかつた。

しかし、特約生教育学科がどのような経過を経て実現されていったかを明らかにするものとして、〔10・11・12・13・14〕の各史料がある。

〔10〕の前文は、特約生教育学科が、文部省訓令によって、文科大学に附設されていったことを示している。特約生教育学科は中等教員養成を目的とするものであり、文部省給与生である特約生を置き、教育学科を教授することとしている。本文にある「帝国大学特約生要項」は、特約生の資格条件、特約生教育学科の期間、定員数、給与額、授業料免除、教育内容、服務規定、帝国大学内の身分等にわたり、文部省が規定したものである。さらに「附言」は教育学科という課程が、既設の哲学科の「教育学」を拡張したものだという文部省

の見解を示している。ただし、當時「教育学」という学科目は、たしかに文科大学におかれていいたが、それは特に哲学科の専修科目だったわけではなく、その他の和文学科、漢文学科、史学科、博言学科、英文学科、独逸文学科の各学科にも、共通におされたものである。従つて「従来ノ……哲学科ノ教育学」という表現には疑問が残るが、後考に俟ちたい。

この訓令に呼応する形で、帝国大学側は、内規として「特約生教育学科規則」を制定した〔12〕。その内容は、特約生教育学科の目的、大学内での位置付け、入学資格者、入学試験科目、教育内容とその評価方法、図書館の利用、開設期間、入学手續等に及んでいる。特に入学試験の内容と、各々の受講学科の修了試験・評価に關しては詳細に記されている。

ハウスクネヒトの任期も関係したのであろうが（一九三二年七月四日帰国）、一回限りの極めて暫定的な教員養成制度であった。にもかかわらず、文部省の施行への意欲と期待の程は多額の予算に表わされている。

運用にあたつての行政的措置計画を明示したのが〔11〕である。帝国大学に訓令が下されたと同日の一月十四日に専門学務局長（濱尾新）から出されている。これによつて、それまでハウスクネヒトが兼担していた独逸語は、四月からフロレンツに嘱託されている。また、授業実習校に東京府尋常中学校を指定している。

以上の準備経過を経て、特約生募集は二月中旬から行われた。『官報』はじめ当時の教育ジャーナリズムでも広く報道された〔14〕。入学試験は三月二十日から行われ（「規則」第二十項）、十三名が入学を許可された。なお、「規則」第十九項にもとづく入学試験が九月にも行われた。

### 三、特約生たちとその後

〔15〕 手当増額に関する田中義五郎陳情書 文科大学長あて

私不敏魯鈍をも顧みず夙に大学入校之志を興し十三歳の時より中学に入り教々

勤学罷在候處豈図らんや十五歳にして忽ち父を喪ひ家計窮乏如何とも致す能ハ

ぞざりとて半途廢学仕候ハ殘念之至に存し家計の窮乏をも顧ミズ若心焦忘纏か  
に辛じて中学初等高等の両科を卒業仕候處大学入校の念益々禁し難く多方経画

候も何分朝夕糊口之資さへ無之次第家貧親老禄仕せざるハ不孝之至と存じ強て

職を亀岡中学に奉り爾來再將惑を経る事已に四年を過ぎ其間度々遊学之途相求  
め候も何分一家相持し候事故如何とも致す能ハズ日夜痛歎罷在候處幸なる哉今

度新たに教育科特約生を大学に設けられ學資三十円以下を給せらると聞き窃か  
に自ら為らく且學ひ且養ふ是を棄てゝ又他に求むる所なしと因りて老親之許を

得断然賜暇上京致候处幸に入学被差許ハじめて初志を達せりと欣喜之至存居然  
るに豈図らんや給セラるゝ金額僅かに前俸給の半にも足らずとハ在郷之時すら

家計の余りあると申す訳にてハ無之候に今ハ羈旅之身と成り家に老親を奉じ自  
身如何程節儉仕候も到底家を持し親を養ふ之余資無之さりとて既に一旦賜暇入

学之上なれば今更退学帰郷と申す訳にも参り不申実に進退是れ谷より自ら為す  
所を存じ不申候何幸情実御憫察被下私年來の志願を遂させ被下度就てハ決して

多分之事者御願ひ不申上唯前俸給半額之上に五円増給被下仰ひでハ以て老親を  
養ひ俯してハ以て自ら學ふ事を得せしめ被下候得ハ實に感恩幸甚之至奉存候右

様之次第に付己ニ御予定とハ奉察恐入候得共何卒猶一応御勘考御憫察被下度此  
段伏して奉懇願候恐惶頓首

明治二十二年四月十九日

特約生

田中義五郎

文科大學長外山正一殿

(文部省会計局往復) 明治二十二年 二

[16] 同前に於する文部省会計局長の回答 帝国大学總長あて

特約学生田中義五郎手当増給之義ニ付乾第三九号ヲ以テ御照会之趣了承右件增  
額之義當局ニ於テ差支無之候右及御回答候也

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

明治廿二年四月一十七日

文部省会計局長久保田讓

帝国大学總長渡邊洪基殿

追テ別添本人陳情願書及御返付候条右領取有之度候也  
(文部省会計局往復) 明治二十二年 二

[17] 備付図書貸出に關する特約生の取扱について

明治二十二年四月十三日

總長 書記官

図書館

文科大学教育学科ニ於テ必用ノ図書ヲ該科教場ニ備置ノ儀教員ヨリ請求アラハ  
貸付スペク且ツ該學科特約生ニ書籍ヲ貸付スルハ撰科生ト同様ノ取扱ヲ為スベ  
シ

(検印録)

[18] 稲垣末松の転居につき通知 専門学務局長より帝国大学書記あて  
稻垣末松ノ義過日特約生宿所御報後本郷区根津須賀町拾番地ニ転居致候ニ付御  
達方ノ御都合モ可有之ト存候間謹テ及御通知候也

八月廿四日

専門学務局長

帝国大学書記御中

(文部省往復) 明治二十三年

[19] 稲垣末松の就職に關する照会

文部省専門学務局長より帝国大学總長あて

先般卒業候貴学特約生稻垣末松儀月俸四拾五円ヲ以テ栃木県尋常中学校教諭ニ

採用致度趣同県知事ヨリ上申候ニ付上申通指定相成候条右之趣本人へ御申達相成度此段及御照会候也

明治廿三年八月廿四日

文部省専門學務局長濱尾新

帝国大学総長加藤弘之殿

追テ右任用之儀ハ先方ヨリ直ニ本人ヘ申達相致候ニ候条右之趣本人ヘ御申達相成度候也

〔表1〕特約生一覧

〔20〕 同前の就職所に関する本人への通知案(控)

帝国大学書記官より稻垣末松あて

明治二十三年八月二十五日

書記

書記官

『文部省往復』 明治二十三年

特約生程垣末松江就職所指定通知案

〔註〕『官報』第二二一號、『文部省會計局往復』(明治二十二年)、『文部省往復』(明治二十三年)等によつて、作成したものである。

今回貴所ヲ月俸四拾五円ヲ以テ栃木縣尋常中學校教諭ニ採用ノ儀ハ県知事より

上申候ニ付上申通指定相成候旨文部省専門學務局長ヨリ通牒有之候間此段及御

通知置候也

明治二十三年八月廿五日

帝国大學書記官氏名

稻垣末松殿

追テ任用之義ハ先方ヨリ直ニ其所ヘ申達ベキ筈ニ有之候条此旨申添候也

〔文部省往復〕 明治二十三年

### 【解題】

特約生たちは文部省給与生であったが、その額には月額最低七円から最高一十円の幅がみられる〔表1〕。予定では、十五円以上三十円以下で、二十名分を見込んで予算化されていたはずであったが〔11〕、實際には総額においても、一人当たりの実支給額においても、それより少かつたとみられるのである。

大部分の特約生は現職教員であったので、家族をかかえての勉学は大変であつたのであろう。田中義五郎は窮状を訴え、給与額を十二円から十七円に引きあげてほしいと願い出て、それが認められている〔15・16〕。こうした低い給与額が原因していたかどうかは定かではないが、開設一ヵ月後の六月には、在籍者数は六名に減った。

次に、帝國大學内での特約生は正規の学生と比してどのように扱われたので

あつたろうか。文部省給与生であり、授業料免除〔要項〕第六項」という経済面での特權を持っていた彼らではあつたが、教育面では一般学生並〔要項〕第十項〕、もしくは撰科生並の待遇だつたと思われる〔17〕。帝國大學一覽には在籍者名簿はあるが、卒業者名簿はなく、〔官報〕にイロハ順の卒業者名が掲載されているにとどまっている（当時の帝國大學卒業者名簿は成績順である）。また、「学科上ノ妨碍トナラザルトキハ大学中他学科ノ講義ヲ聴聞」できるといふ一項〔規則〕第十七項）もある。帝國大學での特約生の身分は正規

学生とはかなり異なつたものであつたと推察される。

特約生たちは明治二十三年七月七日に修了し、文部省の指定した学校へ、服務義務を果たすべく就職していった〔要項〕第九）。松井簡治と山口小太郎を除く卒業生全員の就職関係の文書が発見されているが、ここでは稻垣末松の場合をあげておいた〔18・19・20〕。これらによれば、特約生は卒業後の所在を文部省が把握しており〔18〕、就職の斡旋は文部省専門學務局と府県との取り決めの後、文部省から帝國大學を経由して、まず特約生に伝えられた〔19〕。

そして、ほとんどが中學校教員として採用されている。なお、特約生各々の就職決定時期には幅があり、最も早いものは八月一日付の谷本富、本莊太一郎、田中義五郎、菅沼岩藏の四名であり、十月あたりでほぼ全員決定されていくた。ただ、遅く決まった例としては翌二十四年一月の米山長太郎がある。これは米山が特約生のうち、一番入学時期の遅い生徒であったためであろう。また、木村牧は早くも着任八ヵ月後に、島根縣尋常中學校長に転出している。文部省がどのような原則に基づいて、特約生たちを各々の地域に割り振っていくのかは明らかではないが、彼らは広範な地域に散つていった〔表1〕。

なお、〔8・11・19〕などからみても、専門學務局長濱尾新は、結局ハウスクネヒトの雇入れ、特約生教育学科の実施、卒業生の就職まで、一貫して関係したことになる。

## 四、大學内でのカリキュラムと東京府尋常中學校 での実習

〔21〕 ハウスクネヒトの申報 明治二十年（一八八七）一月一七月

独乙語学教育学教師ハウスクニヒト申報

一千八百八十七年一月ヨリ同年七月マテ余カ講授シタル申報ヲ呈ス

独乙語 独乙語ヲ教授シタル者ハ左ノ如シ

一千八百八十七年三月ヨリ七月マテ第一年級学生（政、文）ニシテ其教科書ハウエルデル氏著高等中学用万国史ヲ用ヒ又第二年級学生（政、文）ニシテ

其教科書ハウエルテル氏著高等師範学校用万国史ヲ用ヒ第一章百一頁ヨリ第百二十五頁ニ至レリ

右及左記ノ各学級ニ於テハ所用ノ教科書ヲ以テ作文会話ノ用ニモ供セリ

一千八百八十七年四月ヨリ七月マテ第一年級学生(政、文)授業ニハグロードー氏著独乙語読本第一頁ヨリ第二十一頁マテ又コンフョルト氏著独乙文典

(第一章ヨリ第二十五章マテ)ヲ教科書トセリ

第二年級学生(政、文)授業ニハウエルテル氏著教科用万国史(第一章二百七十三頁ヨリ一百九十六頁ニ至ル)及コンフョルト氏著独乙文典(第一章ヨリ第十六章ニ至ル)ヲ教科書トセリ

シルレル及ゴエラ氏小曲若干ノ解釈及独逸文学発達上ニ氏ノ成績并ニ二氏ノ伝  
ギュスター・ブライタク著フレデリッヒ、デル、クロツセ  
ダビッド、シユーレル、ダンヒテ、デス、ドイツセン、クリーゲス

七百四十八章ヨリ七百九十九章マデ

言詞学ノ実習、書取筆記復習

### 三 独逸文学科

シルレル氏伝

一千八百八十七年四月ヨリ七月マテ教育学概論紀元前教育史ヲ講授セリ

〔文部省往復〕明治二十一年

### 一 第三年級及特約生 教育学

教育学概要ノ内某部特ニ授業法概要

#### 一 特約生

甲 講義

教育学概要

教育学概論及教育学略史

授業法ノ某部

近代国語授業法理論及英語授業法

実地演習

#### 乙 演習会

教育学ノ講義及書籍又ハ特ニ授業法タル講授ニ就キ討論演説批評ヲ為シ又論文ヲ作ラシム

頁マテ反訳

### 乙 第二年第三年級

コムホルト、ジャーマン、コース一章ヨリ三十五章マデ

反訳、記取、作文、会話ノ簡易ナル実習

ブックハイム、モデルン、ジャーマンリータル第一卷一頁ヨリ十五

頁マテ反訳

### 丙 自修

〔文部省往復〕 明治二十三年刊

〔23〕 『教育學汎論』（抄） ハウスクネヒト著 明治二十三年刊

### 教育學汎論

ドクトル、エ、ハウスクネヒト

教育學トハ何ゾ、曰ク、教育ニ閑スル事ヲ講究スルノ學問ナリ、何ヲカ是レ之ヲ教育ト云フ、抑モ教育ノ何タルヲ知ント欲セバ、須ラク先づ教育者ト受育者、即チ教ヲ施ス者ト教ヲ受ル者トノ事ヲ明カニセザルベカラズ、夫レ教育者トハ、成年ノ人ニシテ相当ノ威權ヲ具ヘテ兒童ヲ教授シ、以テ能ク其心意ノ發達ヲ圖ル者ヲ云ヒ、受育者トハ、未グ成年ニ達セザル者、即チ未ダ自己ノ意見ヲ作為スルノ堪能ヲ有セズ、事ニ当リ物ニ応ジテ、己ノ為メニ、事物ノ善惡邪正ヲ識別スルノ能力、夫ダ發達セザル者ヲ云フ。

凡ソ人、其影響ヲ他ニ及ボサントスルニハ、必ズシモ之ガ方法ヲ予定スルヲ要

セザルモノアルベシト雖モ、教育者ノ受育者ニ及ボサントスル所ノ影響ニ至リ

〔以下略。原本一〇三頁〕

身心相関ノコトニ就テ、教育上ヨリ講究スベキモノ、概子右ノ如クニシテ、身体ノコト、亦決シテ之ヲ等閑ニ付スベカラザルナリ、然レドモ心意ノ教育ト身體ノ教育トハ、其格ヲ同フシ、其位ヲ等フシテ並ビ称スベキモノニアラズ、若シ夫レ生徒ノ身体ニ欠クル所アラバ、須ラク之ヲ医師ニ托シテ、其治療ヲ需ムベキナリ、教育者豈ニ自ラ医師タルヲ要センヤ、是ヲ以テ身体ノ健全ハ教育上ヨリ之ヲ觀察シ来レバ、一種間接ノ作用タルニ過ギズ、而シテ教育ノ真固ノ目的ハ、唯々之ヲ受育者ノ心意中ニ求ムベキナリ。

〔24〕 ハウスクネヒトの講義にもとづく特約生のレポート（抄）  
英語教授法一班 第一

（国立国会図書館所蔵）

特約生 山口小太郎  
田中義五郎 稿

此篇は文科大学教師「ドクトル、エミール、ハウスクネヒト」先生の大学にて講演せられたる英語教授法に基き第三年生（十歳にして中学校に入り始めて英語を学び一箇年の課程を修了したるもの）に授業するの一例を示したるものなり

キモノハ蓋シ左ノ數事ニ過ギザルベシ。

一、教育ヲシテ、効果アラシメニハ、身体ノ健康ヲ要スルコト。

二、教育者ハ、生徒ノ心意上ニ及ボス所ノ身体上ノ諸力ヲ知ラザルベカラズルコト。

『山口高等学校教則説明書附録』よりの抄録。百九一百二十六頁)

英語教授法の一班を述ぶるに先ち教育上一般の語学の必要なるを陳へ置くも決して無用のことには非るへし夫れ教育的教授は経験（又見聞と云ふ）と交際とを広くし是によりて生徒の多方興味を醒起し其徳性を涵養するに外ならず而して文際の手段は則ち言語にして談話通信等何れも言語によらざるはなし又想像の文際を広くする歴史の如き其國の言語に通せされは決して真正に其歴史を理会し其史上の人物と想像の文際をなすこと能はざるなりと何なれば歴史の要ハ国民の精神を知るにありて国民の精神は最も善く言語にて代表し居れはなり斯く言語は言語其もの必要なるか上に教育上最も必要なる歴史と親密なる関係を有するものなれば語学の教育に欠く可からざる更に言ふを待たざるへし且つ教授は諸教科を善く相連絡し生徒の心意をして多岐に分かれしめざるを主とすれば語学を授くるに際しても独り歴史科のみならず猶善く他の教科と相連絡せしめんことを務むへし而して語学は最も善く之を為すに適せるものとす

#### 教師の心得

如何なる学科たるに論なく凡そ教師たるものは絶えず教授をして教育的ななしむることを忘るへからず言ひ更ふれば單に智識を授くるを以て満足す可からず常に教育学理を応用し多方興味（即ち學問、思弁、好尚、同情、公共、崇敬）を醒起するを目的とすへし故に教師たるものは（第一）秩序的に智力を開発し（第二）秩序的に情操を感動し（第三）秩序的に徳性を涵養することを務むべきなり

#### 語学の取扱

〔以下細目一略〕

#### 教師の学識

〔以下細目一略〕

#### 読本の組織

〔以下細目一略〕

#### 授業の一例

〔表2〕特約生教育学科科目および担当教師一覧

（明治二十二年四月一一七月）

（明治二十二年九月一一二十三年七月）

学 科 目	担 当 氏 名	学 科 目	担 当 氏 名
教育学	ハウスク子ヒト	教育学	ハウスク子ヒト
英 語	デクソン	英 語	デクソン
物 理 学	山川健次郎	物 理 学	山川健次郎
漢 文 学	島田重禮	漢 文 学	島田重禮
倫 理 学	ブッセ	倫 理 学	ブッセ
動 物 学	高見	動 物 学	高見
史	リース	史	リース
漢 文 学	篠作佳吉	漢 文 学	篠作佳吉
倫 理 学	島田重禮	倫 理 学	島田重禮
物 理 学	小中村清矩	物 理 学	小中村清矩
英 語	フロレンツ	英 語	デクソン
獨 逸 語	山川健次郎	獨 逸 語	山川健次郎
植物学	小藤文次郎	植物学	小藤文次郎
地 質 学	矢田部良吉	地 質 学	矢田部良吉

学 科 目	担 当 氏 名	学 科 目	担 当 氏 名
教育学	ハウスク子ヒト	教育学	ハウスク子ヒト
英 語	デクソン	英 語	デクソン
物 理 学	山川健次郎	物 理 学	山川健次郎
漢 文 学	島田重禮	漢 文 学	島田重禮
倫 理 学	リース	倫 理 学	リース
動 物 学	篠作佳吉	動 物 学	篠作佳吉
史	高見	史	高見
漢 文 学	篠作佳吉	漢 文 学	篠作佳吉
倫 理 学	島田重禮	倫 理 学	島田重禮
物 理 学	フロレンツ	物 理 学	フロレンツ
英 語	山川健次郎	英 語	山川健次郎
獨 逸 語	篠作佳吉	獨 逸 語	篠作佳吉
植物学	小藤文次郎	植物学	小藤文次郎
地 質 学	矢田部良吉	地 質 学	矢田部良吉

〔25〕特約生実地授業法練習に関する照会

文部省専門学務局長より東京府知事あて

〔文部省往復〕明治二十三年、同明治二十四年「文科大学教員受持学科」の表より。人名表記も原文のまま)

今般別記帝國大学特約生要項ニ拵リ文科大学ニ於テ教育学科ヲ教授セシメラルヘキ計画有之候処第七項実地授業法練習之儀ハ貴府々立尋常中学校ニ於テ施行候ハ、彼此便宜之次第付御差支無之候ハ、右御承諾可然御取計相成度尤尚詳細之儀ハ帝國大学ヨリ直ニ御打合可致此段及御照会候也

明治廿二年一月十四日

## 帝国大学特約生要項

毎日練習ノ時間ハ五時間ヲ要スルヤ又ハ何時間ヲ要スルヤ否

五

凡ソ何月頃ヨリ中学校ニ就キ練習スルヤ否且ツ何ヶ月間ヲ要スル見込ナルヤ否

(以下細目一略)

〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵)

## 〔26〕 同前に関する東京府会常置委員詮問案

明治二十二年一月廿四日 学務課主任

学務課長  
議事課長

第一部長  
第二部長

府会常置委員へ詮問案

帝国大学特約学生中学校ニ就キ実地授業法練習致度旨別紙照会ニ付一応常置委員へ御詮問之上御回答相成可然と被存候ニ付御詮問之義相伺候也

(〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵)

## 〔27〕 同前に關する大学への質問状 (控)

東京府学務課  
文科大学事務室

布施仲男殿

〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵)

## 〔28〕 同前に關する回答 文科大学事務室より東京府学務課あて

過刻外山大学長ニ御質議之件担当教師ニ打合候間左ニ申進候

一授業時間及教科用書ハ御規定ニ従ヒ変更ヲ要セズ

二毎日練習ノ人員ハ未タ入学者召募前ニ付判明イタンガタシ

三教場モ不明

四時間ハ入学者撰択ノ学科ニ依リ定ムルモノニ付予メ定ムル能ハズ

五中学校ニ就キ実地練習スルハ来ル二十三年四月ヨリ七月マテノ四ヶ月間ヲ要ス

右之通及御報候也

明治二十二年一月十九日

## 〔29〕 同前に關する東京府尋常中学校長の回答

府学務課長あて

特約生中学校ニ就キ生徒ヲ教授スル之儀ハ中学校ノ規則ニ基キ授業時間及教科用書ハ本学規定ノ通施行スル事

毎日練習トシテ特約生凡何人位中学校ニ出勤スルヤ否

三 教場ハ一教場ヲ以テ実施スルヤ又ハ何教場ヲ要スルヤ否

四 教場ハ一教場ヲ以テ実施スルヤ又ハ何教場ヲ要スルヤ否

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

之御回答致候條此段為念申添候

明治廿一年一月二十五日

東京府尋常中學校長丸山淑人

學務課長元田直殿

〔往復錄〕學務課 明治二十二年 東京都公文書館所藏

〔30〕 同前に關する東京府回答案

東京府より文部省専門學務局長あて

明治廿一年一月十五日

學務課主任 布施仲男

學務課長 課僚

知事

第一部長

尋常中學校ニ於テ帝国大學特約生實地授業法練習之件回答案

長官

文部省専門學務局長宛

帝國大學特約生教育学科實地授業法練習之義本府尋常中學校ニ於テ施行候ハ、  
彼は便宜之旨御照会相成候処。承候右者本校規則通リニ而御施行ニ候ヘハ別段  
差支無之候。條此段及御回答候也。

理由 本文之件常置委員ニ於テモ異議無之且ツ本校ノ為便宜之次第モ可有之と  
被存候ニ付回答案ヲ草ス

〔往復錄〕學務課 明治二十二年 東京都公文書館所藏)

育學科目には教育學講義、教育學演習、予修科、授業実習及び体操術がおかれてゐることになつてゐた。實際にどのような学科目が教えられたかを明らかにしてみるのが「22」である。

それによれば、講義は教育學概論と教授法の理論とにわたつてゐたが、その具体的な内容は「22」によつては明かでない。ただ彼の残した唯一の著述の訳が「23」である。それはケルンの *Grundriss der Pädagogik* によつたと解される。教育は一定の目的を定め、その目的に達する方法を準備して行う作用である。教育の目的は心意の形成であり、それは倫理学的「徳」である。その目的達成への方法は生徒の身体と心理とを留意して行われるべきものであると説じてゐる。さらに、「教授ニ由テ、善惡邪正ヲ識別ズベキ明知力ヲ生徒ニ付与シタルノ後、更ニ訓練ニ由テ、児童ノ全体ノ意思ヲシテ道徳的ノ明知力ニ從属セシメ、而シテ、其道念ニ服従スル様之ヲ練習セザルベカラス」(『教育學汎論』八頁)と、教授・訓練論を展開してゐるのである。他にハウスクネヒト自身の語つてゐるところによれば、「生徒ノ自己ノ経験」から「意識ノ観念」をいかに「造成」するかの教授論に力点を置いていた講義であつたとみられる(『山口高等学校教則説明書』二十一頁)。

次に演習としては、講義に基づいて特約生たちによる討論・発表・論文作成が行われた「22」。「24」はその論文の一編で、山口小太郎と田中義五郎両名の署名入りの英語教授法のレポートである。ハウスクネヒトの英語教授法の講義に基づいて教授プランの一例として書いたものとみられる。語学教育の目的から説き起こし、「語学の取扱」では、当時の日本の語学教授法において、綴字・文法・会話がそれぞれ別個に扱われてゐることを批判し、それらを総合化した方法を説いてゐるのである。ここでは省略したが、「教師の学識」の項では、英語そのものの他に、文化や歴史等の知識を要求していく。「読本の組織」では児童に持つてゐる知識を応用し、他学科との関連をふまえた日本の児童の為の読本を編集することを主張した。次の「授業の一例」ではヘルバート派の五段階教授法の応用がみられる。当時の日本の教育に対する批判的認識に立脚したヘルバート派教授法の展開であった。ちなみに、中学校教育改革プランである

『山口高等学校教則説明書附録』には、この他谷本富の「歴史教授法要論」、山

口小太郎の「独逸語教授法」等も含まれている。

また「規則」によれば、特約生たちは選修学科一科目を専攻したが、選修学科の範囲は十三学科目と英語、ドイツ語に及んでいた〔12〕。だが、実際に地理学、数学、化学、生理学、金石学及地質学、画学は設けられなかつた〔表2〕。学科担当者名からして、文科大学や理科大学などの他学科生との共通授業であつたかと思われる。特約生たちの受講状況は片寄つていた。「英語」が六名でもっとも多く、「漢文」または「漢文学」が合せて五名、これに「史学」が四名と続き、自然科学系科目はわずかに「物理学」「動物学」各一名づつに過ぎなかつた。

以上の帝国大学内での教育の他、「規則」にあつた中学校での実地授業法練習も、実際に組まれていたことがわかる。文部省専門學務局長は、實習校として東京府尋常中学校（のちの府立一中）を指定する旨を帝国大学に伝え（一月十四日付）、同日東京府に對してその依頼をしている〔25〕。これを受けて、東京府では常置委員に諮詢していく〔26〕。その上で東京府は実地授業法練習に関する五項目にわたる質問をし、それに対する回答が文科大学事務室から出されている〔27・28〕。期間は二十三年四月から七月の四ヵ月間と予定され、授業時間や教科用書等は中学校の規則に従い、實習科目は特約生各々の選修学科によるとした。一方、東京府尋常中学校長からの、本校の規則に従つてくれれば差し支えないとの回答も寄せられている〔29〕。そして、文部省からの依頼の一ヶ月後には東京府から受け入れを了承する旨の文書がみられる〔30〕。かくて、特約生教育学科は東京府の協力までも得て施行されたのである。

### おわりに

以上一〇四にわたつて、ハウスクネヒトと帝国大学、帝国大学文科大学および特約生教育学科との関連を示す史料を紹介してきた。ハウスクネヒトの伝記的研究としては、なおドイツ側の諸資料を検索する必要があるけれども、今そ

れを果すことはできない。

ハウスクネヒトは、自らの教育した特約生たちが課程を修了するのをまた解約帰国している。これが彼の個人的な事情によるものか、それとも、帝国大学側の財政事情によつたものか、今のところ断定はできない。リース、ラートゲン、ベルツ、ダイワース等とともにハウスクネヒトも、財政事情からする外国人教師削減等の一環として解約予定に入り、その予定通り明治二十二年度内（二十三年春まで）をもつて解約されるはずのところを四ヵ月間延長されたのだとみることもできよう（この問題については、金井圓『お雇い外国人——人文科学』一九七六年、一二八一—一二三二頁の記述および同一二九一—一二〇頁に引用の文部大臣宛渡邊長上申書案を参照）。

それはともかく、ハウスクネヒトとほぼ同時期に雇入れられた外国人教師がほとんどドイツ人教師であったことは、帝国大学創立当時の伊藤政府の学術文化政策を示すものとして、きわめて注目すべき事実である。とくにハウスクネヒトは、森有禮が全国七ヵ所に設置した高等中学校制度とのかかわりで招雇されたとみられる。それは、伊藤と森が構想したドイツ型の中等教育と、帝国大学における研究教育との連関を示すことがらである。また、以上の史料整理の過程で私たちの気づかされたのは、「特約生教育学科」という課程の設置が當時の帝国大学と文部省の関係の一面を示していくことである。先きの史料とくに〔10〕以降の史料が示すように、この課程は、大学内部からの要請によってとうよりも、中等学校教員養成という当時の文部省の必要に応じて、文科大学内に設けられたものである。その学生たちは、今日風の言い方をすれば、文部省の委託学生であり、課程そのものも、いわば委託課程であった。

もちろん、こうした課程は、東京大学の歴史の中に他にも多数存在する（國家医学講習料、造船学料等々）。東京大学百年の歩みをみてゆく場合「正科」としての分科大学や学部の教育課程をみると他に、こうしたいわば「正科外」の課程も精査してゆく必要があろう。

（くわらさき まさお・教育学部助教授・百年史編集委員会専門委員）